

## 利用者負担月額上限額の変更について

障害者自立支援法に係る利用者負担の月額上限額については、法案提出時にその限度額が示されていたが、平成18年度予算編成の過程において、定率負担分の負担月額上限額が次のように変更された。

区 分	福祉型施設（知的障害者通所更生施設、知的障害児通園施設など）及び在宅福祉サービスの提供を受ける場合		医療型施設（重症心身障害児施設、肢体不自由児施設など）に入所している場合			
	福祉部分		福祉部分		医療部分	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
低所得Ⅱ	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
一般世帯	<u>40,200</u>	<u>37,200</u>	<u>40,200</u>	<u>37,200</u>	40,200	40,200

※食費、光熱水費の実費負担分については、法案提出時と同じ額で変更はない。

## 重症心身障害児施設（医療型）の利用者負担について

(1) 20歳以上の利用者負担額（平均事業費 福祉部分 22.9万円、医療部分 41.4万円）（単価；円）

所得区分	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食 費 (標準負担額)	合 計	備 考
生活保護	0	0	15,000	15,000	食費1日あたり単価 500円
低所得Ⅰ（年金2級）	15,000 (15,000)	11,000 (15,000)	15,000	41,000 (45,000)	// 500円
低所得Ⅱ（年金1級）	22,900 (22,900)	17,100 (24,600)	15,000	55,000 (62,500)	// 500円
一般世帯	22,900	40,200	23,400	86,500	// 780円

※ ( )内は個別減免がない場合の額（⇒年金以外の収入がある場合や預貯金等の資産が350万円を超える場合などが該当する）

(2) 20歳未満の利用者負担額（平均事業費 福祉部分 22.9万円、医療部分 41.4万円）

所得区分	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食 費 (標準負担額)	合 計	備 考
生活保護	0	0	0	0	
低所得Ⅰ	15,000 【7,500】	1,000	0	16,000 【8,500】	
低所得Ⅱ	22,900 【12,300】	1,000	0	23,900 【13,300】	
一般世帯	22,900	22,100	0	45,000	

※ 【 】内は社会福祉法人減免が行われた場合（⇒社会福祉法人減免は、地方税非課税世帯に該当する家庭を対象とする。）

在宅福祉サービスの利用者負担について

(1) ホームヘルプサービス

所得区分	ケース1 (身体介護を受けた場合) (月40時間利用：事業費4万円)	ケース2 (日常生活支援を受けた場合) (月125時間利用：事業費22万円)	備 考
低所得1	4,000	22,000 (7,500)	
低所得2	4,000	22,000 (12,300)	
一般世帯	4,000	22,000	

※ ( ) 内は社会福祉法人減免を受けた場合

(2) 重症心身障害児(者)通園事業利用者の負担額

所得区分	定率負担分	食費等負担分	合 計	備 考
所得区分に関係なし	0	8,096	8,096	(1食368円、22日分として計算)

障害児（者）施設（福祉型）の利用者負担について

(1) 知的障害児通園施設利用者の負担額（平均事業費 14.9万円）

所得区分	定率負担分	食費等負担分	合計	備考
低所得1	14,900 (※1) ( 7,500)	14,300 (※2) ( 5,100)	29,200 (12,600)	
低所得2	14,900 (※1) ( 7,500)	14,300 (※2) ( 5,100)	29,200 (12,600)	
一般世帯	14,900	14,300	29,200	

(2) 知的障害者通所更生施設利用者の負担額（平均事業費 14.9万円）

所得区分	定率負担分	食費等負担分	合計	備考
低所得1	14,900 (※1) ( 7,500)	14,300 (※2) ( 5,100)	29,200 (12,600)	
低所得2	14,900 (※1) ( 7,500)	14,300 (※2) ( 5,100)	29,200 (12,600)	
一般世帯	14,900	14,300	29,200	

※ 1 ( )内は社会福祉法人減免を受けた場合

※ 2 ( )内は食費軽減措置を受けた場合(22日分として計算)